

3-1

自然環境の保全と緑地の充実

13 気候変動に
対応する
具体的な対策を14 海の豊かさを
守ろう15 陸の豊かさを
守ろう

基本方向

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と河川環境や海岸環境の保全・整備を行います。また公園など憩いの場、遊びの場の確保や充実を図り、自然とともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町は、街区公園4箇所、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地、広場がそれぞれ1箇所整備されています。都市計画決定面積は全体で31.73haとなっており、本町町民1人当たりの都市公園等面積は、23.5m²/人（令和2年国勢調査人口）で、沖縄県が示す確保目標20m²/人（沖縄県広域緑地計画）を上回っています。しかし、町民アンケート調査結果によると「自然環境の保全と緑地の充実」について、44.9%が不満足評価となっていることから、引き続き歩道空間や空き地、自然環境や文化資源などの有効活用や、都市公園等の整備を通じて、公園や緑地を充実させていくことが求められています。
- 本町においては、現在、屋良城跡公園総合再整備事業や兼久海浜公園リニューアル整備事業等の検討を進め、レクリエーション機能、防災機能の充実を図っております。一方で、町民アンケート結果によると、本基本施策の中で「嘉手納町の公園整備」の取組に最も注力すべきとの指摘があることから、公園の遊具等整備の充実についても取組を強化する必要があります。
- 比謝川は、その一部が県指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されており、多様な生態系を形成する重要な自然環境を有しています。本町では、自然とのふれあいの場としての水辺空間づくりを推進するため、比謝川における遊歩道の維持管理を行っています。今後も自然環境の保全に努め、適切な利活用を図る必要があります。
- 地域美化については、環境衛生週間に合わせた自治会での一斉清掃活動及び公共施設美化ボランティア団体による清掃活動を実施するなど、町民の意識高揚に努めています。また公共施設美化ボランティア団体は近年参加増加傾向にあり、引き続き美化活動及び衛生活動を推進する必要があります。

都市公園の状況（各年3月末現在）

資料：主管課調査データ、統計かでな

単位：人、m²

年次	町立都市公園		町立その他の公園		総 計		都市計画区域1人当たり	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	内人口	公園面積
平成29年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,664	23.2
平成30年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,588	23.4
令和元年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,480	23.5
令和2年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,330	23.8
令和3年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,245	24.0
令和4年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,037	24.3
令和5年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,023	24.4

施策の方向性

1 公園・緑地等整備の推進

地域住民・企業・行政などのそれぞれの役割と連携のもと、みどり豊かな市街地を形成するため、歩道空間や空き地、自然環境や文化資源等を活用した緑化やポケットパークの整備を推進します。また、兼久海浜公園をはじめ、各公園において、地域住民や利用者の遊具設置等のニーズを把握し、適切な維持管理・リニューアルを推進します。

2 水辺空間の整備

町民や来訪者の自然と人とのふれあい活動の場となっている比謝川や海岸の水辺空間の維持管理を推進します。維持管理に際しては、水辺の生態系の保全や景観及び親水性に配慮します。

3 地域美化の推進

美しい住環境と街並み景観の創出に向けて、町民・企業・行政が連携して花木の植栽や清掃等の美化活動を推進します。また、取組について広く周知し、美化ボランティアの団体数増加に向けて取り組みます。

基本施策

3-1

自然環境の保全と緑地の充実

主な取組（事業）

3-1-1 公園・緑地等整備の推進

所管

都市建設課

- 屋良城跡公園総合再整備事業の実施
- 嘉手納公園再整備事業の実施
- 兼久海浜公園リニューアル事業の実施

3-1-2 水辺空間の整備

所管

都市建設課、産業環境課

- 比謝川沿いの遊歩道や護岸整備などの推進
- 比謝川沿いの自然的景観の保全

3-1-3 地域美化の推進

所管

都市建設課、産業環境課

- 事業費の補助
- 美化活動に必要なごみ袋の無料配布
- 苗木配布

指標

指標		単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	公園面積の維持	ha	31.73 (R5)	維持
2	公共施設美化ボランティア団体数	団体	14 (R5)	維持

関連する
個別計画等

嘉手納町都市計画マスターplan

3-2

循環型社会の推進



基本方向

地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組みます。さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町のごみ排出量は、令和4年度に4,382トンで、平成29年度の4,476トンと比べると94トン減少しています。こちらはリサイクルしているペットボトル及び草木ごみを含めた数値となっており、双方を除くと令和4年度は3,493トン、平成29年度は3,772トンとなり、279トンの減少となります。
- 「嘉手納町廃棄物の減量及び適正な処理に関する条例」により、行政、町民及び事業者の責務を規定し、一般廃棄物の減量及び処理などについて定めています。加えて、家庭用電気式生ごみ処理機補助金制度や草木回収によるチップ化事業、民間事業者と協定を締結して粗大ごみのリユース活動、カンボジアへの古着・古布、食器類、粗大ごみとして出された家具の輸出などを令和3年度より開始しており、粗大ごみに関しては令和3年度排出量が令和2年度より27%程度の減少率、可燃ごみ全体としても減少傾向にあります。引き続き資源の有効利用を図るとともに、より一層のゴミ減量と再資源化等を促進する必要があります。
- 二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化現象は、異常気象や海面水温の上昇等をもたらすとともに、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本町では令和3年度に町内の事務事業におけるCO₂削減を目的とした「第三次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」を策定し、施設への太陽光パネルの設置、照明のLED化などを実施し、令和元年度を基準年度として温室効果ガス排出量の減量化を推進しております。今後も更なる脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を継続してまいります。

施策の方向性

1 廃棄物の減量化・再資源化

資源循環型社会の推進に向けて、4R^{*1}の取組を進め、町民の日常生活や事業者の事業活動

*1 4R：ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ（Refuse 断る）、リデュース（Reduce 減らす）、リユース（Reuse 再利用する）、リサイクル（Recycle 資源を再利用する）の頭文字をとったもの。

基本施策

3-2

循環型社会の推進

によって排出される一般廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の適正処理を行い、環境負荷や処理費用の軽減を図ります。また、ごみの不法投棄に対しては、未然に防ぐための看板設置やパトロール等の監視活動強化や不法投棄予防の周知・啓発を行うなど不法投棄防止対策の充実を図ります。

2 地球温暖化防止対策の推進

地球との共生関係を維持するために、温室効果ガスの排出削減に向けて「第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき省エネルギー・ごみ減量・資源化、CO₂の吸収源のみどりの保全、環境意識の啓発等、総合的な取組を進めます。また、CO₂の発生源である化石燃料の使用抑制や再生可能エネルギーの利用と普及促進を図ります。

主な取組（事業）

3-2-1 廃棄物の減量化・再資源化

所管

産業環境課

- 一般廃棄物の減量化・資源化を推進するための廃棄物リサイクル事業の推進
- 監視パトロールや指導体制の強化及び看板設置を行う等の不法投棄防止対策の実施
- 生ごみ処理機の購入補助事業の見直し
- 草木回収・チップ化の推進

3-2-2 地球温暖化防止対策の推進

所管

産業環境課、都市建設課

- 第2次及び第3次「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき、公共施設において地球温暖化防止に資する照明器具のLED化を推進してきましたが、その他の各種取組を推進するとともに、効果の検証及び計画の見直しを図る
- 地球温暖化防止実行計画の区域施策編を策定し、温暖化効果ガスの削減の推進
- 省エネやエコ商品の利用促進に向けて、各種啓発活動の実施
- 環境負荷の少ない施設設備の導入及び物品購入等の推進

指標

指標		単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	一般廃棄物排出量原単位（1人1日当たり）	g	749 (R4)	711
2	嘉手納町の事務・事業におけるCO ₂ 総排出量	Kg-CO2	3,033,622 (R3)	3,426,427
3	嘉手納町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）	—	未策定	策定

関連する
個別計画等

- 一般廃棄物処理基本計画
- 第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

3-3

公害防止の推進



基本方向

生活及び事業活動に起因する公害への対策や害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、町民が快適に暮らすことができる衛生的で良好な生活環境に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町では、住宅街や事業場から発生する悪臭、騒音、振動についての生活公害及び産業公害を未然に防止するため、公害に対する定期的な規制基準・環境基準の調査及び啓発を実施しており、加えて苦情があった際には、苦情元に対し指導を行う体制を整えています。
- 環境衛生の向上のため、死骸処理・ハブや害虫駆除等を実施しています。
- ペットについては、現在も飼い犬糞害防止対策などを行っていますが、町民アンケートの結果より、本基本施策に関して注力を希望する取組として「飼い犬・飼い猫糞害防止の意識啓発」が最も多くあげられていることから、今後、ペットの適正な飼い方を周知し、飼い主のモラル向上を図る活動を強化する必要があります。
- 狂犬病予防接種率は令和4年度において36.6%となっており、これは沖縄県内の市町村の中で3番目に低い数値となっております。加えて前期計画策定時に設定した目標値の50%にも達していないことを踏まえ、接種率の向上のため、抜本的な取組を行う必要があります。

施策の方向性

1 生活公害の防止

人々の生活や事業活動から発生する大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の生活公害を防止するため、環境測定や監視及び情報の収集・公表を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。公共用水域の水質保全については、下水道の接続利用を推進します。

汚染、汚濁の発生が確認された際には汚染源の特定、経過観測及び改善策の情報の収集、必要に応じて関係省庁への要請行動を実施します。

2 環境衛生の推進

犬・猫の糞害やハブ・害虫等による生活環境の阻害については、駆除するなど環境衛生対策を推進し、快適で衛生的な生活環境づくりを進めます。あわせて狂犬病集団予防接種や病院での予防接種後に手続きが必要であることの周知、野犬捕獲、野良猫のTNR活動（避妊・去勢手術）にも取り組みます。また、関係機関が取り組んでいる飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術の周知などを図るとともに、飼い主のモラル向上に向けた飼い方指導などの取組を検討します。

主な取組（事業）

3-3-1 生活公害の防止

所管

産業環境課

- 自動車交通騒音調査の実施
- 悪臭調査の実施（苦情が発生した場合のみ）
- 比謝川下流域水質モニタリング調査の実施

3-3-2 環境衛生の推進

所管

産業環境課

- 飼い犬・飼い猫糞害防止の注意喚起看板の設置、防犯カメラ設置による監視（苦情が発生した場合のみ）等による意識啓発の向上
- 愛護動物の適正飼養の周知徹底
- 狂犬病集団予防接種事業の実施
- 野犬捕獲及び死骸処理・ハブ・害虫駆除対策の実施
- 野良猫のTNR活動の実施

指標

指標		単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	公害苦情件数	件	0 (R1-R4)	0
2	狂犬病予防接種率	%	36.5 (R4)	50
3	TNR活動	件／月	10 (R4)	18

3-4

土地利用と住環境の充実



基本方向

定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画、都市計画マスター プランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組みます。密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町には活用できる規模の空き地が少ないと や未接道による建替えが困難な住宅もあり、新しい住宅の供給が限られ、町内での移住や住替え先の選択肢が少ないと 状況にあります。一方、町内には居住に使用されていない空き家が見られます。そこで、新しい住宅の建設促進を図るとともに、耐震改修や空き家の活用等、既存の住宅ストックを活用し定住促進を図ることが課題となっており、快適に安心して暮らせる住環境の整備が求められています。
- 本町の町営住宅は、6団地269戸のほか、県営住宅が1団地182戸整備されています。新たに建設する水金第二町営住宅については、戸数を26戸増やした90戸で建設事業を進めております。その他の公営住宅については「嘉手納町営住宅等長寿命化計画」に沿って、公営住宅の適切な建替や改善、維持管理等を進める必要があります。
- 嘉手納町住生活基本計画での調査によると、町外へ「転居（転出）したい」とする意向の理由で最も多いのは「町内で住替えを考えたが、希望する住宅がない」であり、町内では現時点で、家族構成や生活様式の変化等に応じた移転先の選択肢が少ないと 状況となっています。こうした本町の住宅ストック不足問題の解決策とし、町有地、国有地の低未利用地の活用を検討する必要があります。
- 本町を住みにくく感じる町民の意見として「商業施設が充実しておらず、買い物などの日常生活が不便」が最も多くなっており、こうした本町の魅力向上のため、企業誘致などを推進する必要があります。
- 一部の密集市街地においては、国土交通省により「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表されています。町民に地区の危険性を理解してもらい、狭隘道路の拡幅整備、建築物の

共同建替え等、整備事業の着実な実施が必要です。

- 本町では、平成26年に「第2次嘉手納町土地利用基本計画」、平成30年に「嘉手納町住生活計画」、令和6年には「嘉手納町都市計画マスターplan」を策定し、バランスのとれた土地利用の確立に取り組んでいます。しかしながら、用途が混在する地域が未だ見られる状況にあり、都市計画制度を活用して、計画的なまちづくりの誘導を図る必要があります。
- 地域住民や訪れる人が癒される良好な景観を創造するため、既存の景観資源の保全、賑わいと活力の都市景観づくりに努める必要があります。
- 墓地については、沖縄独特の背景から墓地と住宅地が混在する状況であり、土地利用、環境衛生、住環境、景観形成等に影響が生じています。そのような中、平成28年度からは墓地経営の許可権限が沖縄県から移譲されました。本町では、「嘉手納町墓地整備基本計画」や規則などに基づき、靈園の適正管理や個人墓地の規制・誘導等に取り組んでいますが、隣接する土地所有者や自治会長、墓入口向かいの住宅所有者から許可を得られれば設置できるというのが現状です。また、現行の嘉手納町墓地整備基本計画における公募区画も令和4年度の公募で全ての区画が埋まった状態であります。
- 嘉手納飛行場において航空機の離発着などの頻繁な騒音の影響により居住環境として適当でないと思われる区域に航空騒音対策として住宅移転措置が国により行われ、買い上げた国有地が点在しています。

施策の方向性

1 住まいの確保と住環境の向上

良好な住環境の形成を図り、定住促進と快適に安心して暮らせる住環境を提供するために、定住促進事業として新築住宅等取得補助、定住促進奨励金や建物除却補助を実施し、合わせて住宅リフォーム支援事業の推進を行います。

町民の皆さまが、住宅のお悩み相談ができるよう「住まいるコンシェルジュ事業」を実施します。また、住宅関係における課題解決に向けた情報発信を強化します。

公営住宅においては戸数の確保のため水笠第二町営住宅の建替え事業の推進と、既存公営住宅の適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。町内に点在する空き家や空地の利用、周辺環境の整備等を促進します。

2 密集市街地の改善

良好な生活環境や災害時の安全性の確保が懸念される密集市街地の改善・解消に向けた建物の共同化や老朽化対策、道路の拡幅、公園の整備等の市街地整備を住宅と一体となって推進し、

基本施策

3-4

土地利用と住環境の充実

良好な生活環境の創出と安全な市街地形成を図ります。

3 計画的な土地利用と市街地整備

町土のうち82%が米軍基地で、利用可能面積は18%という厳しい現状を踏まえ、最適な市街地整備手法や都市計画制度等の活用、整備・維持管理・運営における民間活力の導入等を検討し、計画的な都市づくりを推進いたします。

また、国による住宅移転措置により買い上げた国有地や、町有地についても有効活用を検討します。

4 景観の形成

地形や自然空間から成る自然景観、住民の暮らしの中に息づく都市景観、地域の歴史や風土を特徴づける文化的な景観など、地域らしさを特徴づける景観を調査・分析し、良好な景観形成を推進します。また、地域活動団体の美化活動への支援を継続いたします。

5 墓地対策

「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正な設置場所、規模・構造等、墓地利用の適正化を図ります。

また、現行の「嘉手納町墓地整備基本計画」の公募計画に計上されていない区画で返還された区画がありますので、令和6年度以降に公募を実施いたします。

令和7年度以降の次期「嘉手納町墓地整備基本計画」の策定作業の中でロッカー式合葬墓、葬祭場の整備を検討してまいります。

主な取組（事業）

3-4-1 住まいの確保と住環境の向上

所管

都市建設課、企画財政課

- 「住まいのコンシェルジュ事業」の実施
- 公営住宅などの戸数の確保（水釜第二町営住宅建替）
- 定住促進事業の実施
- （仮称）建物除却支援事業の実施
- 住宅リフォーム支援事業の実施
- 空き家等対策計画の策定

3-4-2 密集市街地の改善

所管

都市建設課

- 住民及び地権者との協議会・個別ヒアリング等の開催
- 住宅市街地総合整備事業の導入

3-4-3 計画的な土地利用と市街地整備

所管

都市建設課、企画財政課

- 国による住宅移転措置により買い上げた国有地や町有地について、町の課題解決に向けた活用
- 都市計画マスタープランの普及啓発

3-4-4 景観の形成

所管

都市建設課、産業環境課

- 良好な景観形成に向けた取組の推進

3-4-5 墓地対策

所管

都市建設課、産業環境課

- 靈園空き区画の公募
- 第2次嘉手納町墓地整備基本計画の策定

指標

指標		単位	直近(R4)の現状値	目標値(R10)
1	嘉手納町への定住意向（町民アンケート調査）	%	81.6 (R4)	85 (R9)
2	国有地、町有地の有効活用数	箇所	0 (R5)	2
3	第2次嘉手納町墓地整備基本計画策定	—	未策定	策定

基本施策

3-4

土地利用と住環境の充実

関連する
個別計画等

- 第2次嘉手納町土地利用基本計画
- 嘉手納町住生活基本計画
- 嘉手納町公営住宅等長寿命化計画
- 嘉手納町人口減少対策住環境検討業務報告書
- 嘉手納町都市計画マスターplan
- 嘉手納町住環境整備計画
- 嘉手納町墓地整備基本計画

3-5

道路交通ネットワークの形成



基本方向

自動車交通の円滑性かつ利便性を高めるため、町道の整備を推進し、道路交通ネットワークの形成や道路環境の整備・充実に向けて取り組みます。交通弱者の移動手段確保のため、町民ニーズを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。

現状と課題

- 本町は南北方向に走る国道58号、東西方向に走る主要地方道沖縄嘉手納線（県道74号線）と主要幹線道路が走り、沖縄本島における中南部と北部地区を結ぶ交通の要衝となっています。これら主要幹線道路の多くが通過交通であり、渋滞回避のために生活道路である町道への流入車両も多く、交通安全の面からも憂慮すべき事態となっています。
- 町内の生活道路は道路幅員が狭く、歩行者の安全性の確保や車両の安全通行の面から多くの課題があがっています。今後は、急傾斜地に隣接する道路交通の安全確保、町道や未認定道路の整備、歩道のバリアフリー化、歩道拡幅等、道路の維持管理を徹底し、道路空間の安全性・快適性の向上に努める必要があります。
- 町内に点在する橋梁は、令和4年度に補修は完了しており、今後は5年ごとに定期点検を実施し、必要に応じ補修を行います。
- 大都市部・地方部を問わず、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図る上で「移動」は欠かせない存在です。しかしながら、近年の人口減少の本格化、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきています。これまで続いてきた「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造が難しくなっています。
- 路線バスやタクシーなどの公共交通機関は、町民の生活を支え、本町を訪れる観光客などの交通手段として欠かせない交通手段です。そのため、既存の公共交通だけでなく、本町に適した新たな交通システムなどの導入の検討を進めるため「地域公共交通計画」の策定を検討する必要があります。

基本施策

3-5

道路交通ネットワークの形成

施策の方向性

1 道路交通ネットワークの構築

広域的に町内及び地区内の都市活動や多様な地域活動により発生する自動車交通に対応するため、それぞれの道路交通機能に応じた幹線道路、地区内幹線道路、区画道路の整備を関係機関と連携して推進し、より有効な道路交通ネットワークの形成を図ります。

2 安全で快適な生活道路の整備

多様な地域活動を支える道路の確保と、安全で快適な道路環境をつくるために、急傾斜地に隣接する道路の安全確保、狭隘道路や交通量の多い道路の拡幅、歩道や交差点のバリアフリー化、安全施設の整備等を関係機関と連携して推進します。

3 公共交通体制の確保

あらゆる人の移動を容易にし、自動車交通の円滑化や地球温暖化防止等に配慮した利便性の高い新たな公共交通の導入の検討を行います。また、地域公共交通計画の策定を検討します。さらに沖縄県鉄道計画の動向を確認しながら公共交通、フィーダー交通ネットワーク^{*1}の形成に向けた検討を行います。

主な取組（事業）

3-5-1 道路交通ネットワークの構築

所管

都市建設課

- 幹線道路や地区内幹線道路の各道路機能の維持・向上

3-5-2 安全で快適な生活道路の整備

所管

都市建設課

- 急傾斜地に隣接する道路交通の安全対策の検討
- 道路幅員の拡幅や歩行空間の確保及びバリアフリー、一方通行道路の解消
- 老朽化した道路の改良
- 橋梁長寿命化事業の実施
- 生活道路の新設

*1 フィーダー交通ネットワーク：広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道と併せて、フィーダー交通として、LRT、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワーク。

3-5-3 公共交通体制の確保

所管

都市建設課、企画財政課

- 国・県・公共交通の関係機関と連携して公共交通の利用促進
- 新たな公共交通システムの導入検討
- 地域公共交通計画策定の検討
- 町内公共交通事業者への支援

指 標

指標		単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	改良路線数	路線	4 (R5)	8
2	新設道路数	路線	0 (R5)	5

関連する
個別計画等

- 第2次嘉手納町土地利用基本計画
- 嘉手納町橋梁等長寿命化修繕計画
- 嘉手納町都市計画マスターplan

3-6

上下水道の整備



基本方向

町民へ安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営及び災害や老朽化に配慮した施設の強靭化と危機管理体制の構築に向けて取り組みます。下水道接続率向上を目指すとともに、施設が良好に機能するための維持管理体制の充実に向けて取り組みます。

現状と課題

- 上水道については、「嘉手納町水道施設見直し整備計画」に基づいた配水管の整備、マッピングシステム^{*1}による管理体制の整備、久得第2配水池の整備などを行い、清浄にして豊富・低廉な水の供給に努めてきました。
- 今後も町民が安心して利用できる水を提供するため、令和4年度策定の「嘉手納町水道施設基本計画」に基づき、老朽化した配水管の計画的な布設替えを行うとともに、耐震化を図り、災害に強い強靭な水道施設の整備を進める必要があります。また、「水質検査計画」に基づき、町民の皆様が安心して水を利用するための水質検査を行っていきます。
- 有収率^{*2}については、厚生労働省が示す目標95%以上をすでに達成している一方で、施設提供対価料の減少による経常収支比率^{*3}の低下により、令和4年度の水道会計は赤字決算となっており、「水道事業経営戦略」に基づいた経営改革が求められております。
- 生活環境の整備と比謝川の汚濁防止を目的に進められてきた下水道事業は、普及率100%となっており、現在は町内のどの家庭からも下水道へ接続することが可能な状態となっています。今後は、未だ下水道に接続していない未接続世帯に対し水洗化の普及促進に努める必要があります。
- 下水道施設については、今後も老朽化が増大していくことから計画的な修繕・改築を進めいくことが必要とされます。加えて、下水道会計は、令和5年度より公営企業会計に移行しており、今後、定常的な経営の現況分析のもと、安定的な黒字化と、設備の適切な維持管理との両立を図ります。

*1 マッピングシステム：コンピュータを利用して地図や図面を扱うシステムで、水道、ガス事業では図面管理のほか管網計算、管路設計、設備管理、統計資料作成等多くの業務で利用されている。

*2 有収率：(年間の料金徴収の対象となった水量／年間の実績給水量) × 100

*3 経常収支比率：経常収益／経常費用 × 100

施策の方向性

1 安全・安心で強靭な水道施設の供給整備

安全で安心して飲める水道水の供給を維持するために、水道水の水質管理を行うとともに、配水管や配水設備等の老朽化対策や災害に強い強靭な水道施設への更新などを図ります。また、緊急事態に備えた危機管理体制の構築を推進します。健全で安定した水道事業運営を継続していくため、経費節減や業務の効率化に努め、「水道事業経営戦略」を改定した中で、現状の把握及び課題の抽出を行い、収支計画の健全化に努めます。

2 下水道の維持管理体制の充実

町民の生活の質の向上と公共用渓域の水質保全を図るために、公共下水道の適正維持と下水道の普及率100%を維持し、下水道接続率の向上を促進します。また、健全で効率的な下水道事業を運営するために、令和5年度からの公営企業会計の適用を踏まえ、経営の現況分析を実施し、安定的な経営の継続に努め、施設の延命化や効率的な維持管理体制の構築を推進します。

主な取組（事業）

3-6-1 安全・安心で強靭な水道施設の供給整備

所管

上下水道課

- 老朽管の更新及び耐震化の推進
- 各水道施設の保守点検の実施
- 漏水調査や水質検査の実施
- 緊急時や突発的な修繕時に迅速に対応できるような危機管理体制の構築

3-6-2 下水道の維持管理体制の充実

所管

上下水道課

- 下水道未接続世帯へ接続の促進
- 老朽化した下水道施設の改築の推進
- 公営企業会計適用を反映した経営状況見直しの推進

基本施策

3-6

上下水道の整備

指 標

指標		単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	有収率	%	97.17 (R5)	維持
2	下水道接続率	%	98.3% (R5)	100
3	経常収支比率	%	91.79 (R5)	100
4	下水道普及率	%	100 (R4)	100
5	経費回収比率※1	%	82.86 (R4)	100

関連する
個別計画等

- 嘉手納町地域水道ビジョン
- 水質検査計画

※1 経費回収比率：(下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く)) × 100

3-7

防災力の高いまちづくり



基本方向

災害発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築やICT技術の活用などを図るとともに、地域における避難行動要支援者の見守り体制の構築及び防災体制の強化に努め、自助、共助、公助が機能する災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の教訓から、被害を最小限に抑える考え方として「公助：行政からの支援」の他に「自助：自らの命は自らが守る・備える」、「共助：近隣が互いに助け合って地域を守る・備える」の重要性が再認識される中、防災に関する町民意識の醸成、多様な参加者による防災訓練の実施といった地域防災力の向上が大きな課題となっています。特に、地域住民が主体となって防災活動を行う自主防災組織は、災害時の迅速な対応などにより被害を最小限に抑えることが期待されていますが、前期計画で目標としていた自主防災組織の設立数6団体に対して、現時点では1団体の設立に留まっており、地域防災力の向上に向けて、抜本的な対策が求められています。
- 本町では、令和2年度に「嘉手納町防災マップ」を作成しました。このマップでは、建物の地番や標高などの情報が視覚的に表示され、防災情報も掲載されており、防災意識を啓発するために活用されています。
- 令和4年度には「嘉手納町地域防災計画」を改定し、防災行政の整備・拡充を進めています。また、国内外の来訪者・観光客の安全確保のため、防災関連情報を多言語化しました。また令和3年度までに設置完了した蓄光避難所標識は4か国語を表記するなどの取組を行ってきました。国内外の沖縄県への観光客数は回復傾向にあることも踏まえ、引き続き来訪者・観光客の安全確保のための取組を推進していく必要があります。
- 災害時要配慮者に関しては、「嘉手納町災害時要援護者（避難行動要支援者）避難支援計画」を策定し、要援護者の把握や登録、避難支援の方策を位置づけていますが、個別避難計画の作成等が進んでいないことが課題となっており、事業の周知や関係機関との連携を図りながら事業を進めていく必要があります。前期計画で目標としていた津波避難ビルの指定について

基本施策

3-7

防災力の高いまちづくり

は、商業施設等民間の施設活用を中心に検討していましたが、築年数や施設のセキュリティの観点から要件に適合せず、目標値2箇所に対して、1箇所しか指定することができない状況です。今後は新たに公共施設の活用を含めて検討する等、課題の解消に向け取り組む必要があります。

- 地域住民及び観光客へ災害時の情報を迅速かつ的確に伝え、安全かつ安心な状態を確保するため、令和2年度の防災無線のデジタル化に合わせて高性能スピーカーを導入し、防災無線の聴取しづらい地域を解消しました。また情報収集及び伝達手段の多様性を確保するために防災情報システムを導入し、地域の防災力を向上させる取組を行っています。
- 本町を含め沖縄本島は、島しょ地域にあり、災害時において外部からの応急活動などが速やかに実施されるとは考えにくく、市町村において防災備蓄品を備えておくことが重要だと考えられます。策定した計画に基づき、備蓄食料などの入替えを継続して行う必要があります。
- 消防・救急に関しては、ニライ消防において、AED講習や心肺蘇生法の講習会の開催、地域では幼少消防クラブの育成等を実施しています。引き続きいざというときに救急救助に対応できるよう、救命講習会や消防団への参加を推進していく必要があります。

施策の方向性

1 防災力の高いまちづくり

災害から町民の生命や財産を守るために、これまでの大規模災害や地域特性である基地災害、危機事案を検証し、町民、地域・地区、行政等の関連機関が連携して、それぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮する計画づくりや訓練等を行い、実効性の高い防災体制を構築します。また、まちそのものが災害に強い都市基盤を整備します。

2 災害対応・応急体制の充実

家事や危機事案、救急患者の発生、基地災害を含む大規模災害の発生に対し、身近な所での初動や対策が取れるよう、町民や地域等による発災予防、救急対応能力を高める啓発・訓練・組織化等を推進します。

主な取組（事業）

3-7-1 防災力の高いまちづくり

所管

総務課、福祉課

- 防災意識の啓発
- 商業施設などの避難ビル指定
- 防災マップの充実
- 自主防災組織の立ち上げ支援
- 災害時要配慮者の支援体制の整備
- 食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄推進

3-7-2 災害対応・応急体制の充実

所管

総務課

- ニライ消防と連携した救命講習会の実施
- 避難訓練の実施
- 消防団の強化

指標

指標		単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	自主防災組織	行政区	1 (R5)	6
2	津波避難ビルの指定	箇所	1 (R5)	3

関連する
個別計画等

- 嘉手納町国土強靭化地域計画
- 嘉手納町地域防災計画
- 嘉手納町国民保護計画

3-8

防犯・交通安全の推進



基本方向

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成に向けて取り組みます。道路交通の安全性を高めるために、信号機や防犯灯、横断歩道、標識等の交通安全施設の充実を進めるとともに、交通ルールやマナーを高める安全教育に取り組みます。

現状と課題

- 町の防犯対策については、青色回転灯車両（通称：青パト）によるパトロールや、夜間街頭指導、「こども110番の家※1」の普及に加え、町民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、ちゅらうちなー安全なまちづくり条例に基づく「ちゅらさん運動※2」を嘉手納警察署及び嘉手納地区防犯協会と連携して推進してきました。その結果、本町の刑法犯罪件数は年々減少しており、平成29年の認知件数が85件であったところ、令和3年の認知件数は38件と半数以下に抑えられています。引き続き、嘉手納地区防犯協会や関係機関とも連携を強化し、犯罪の未然防止に向けたパトロールなどの継続、広報、啓発活動を図る必要があります。
- 本町の交通事故発生状況は、令和3年に25件で、それ以前と比べて減少傾向にあります。しかし、幹線道路での交通事故発生の危険性は高く、歩行者の安全確保やドライバーの交通安全意識の向上が課題となっています。
- 交通安全対策として、春・夏・秋・年末年始の4回の交通安全運動の活動をとおして、町民の交通安全意識の向上を図る取組を実施しています。今後も、カーブミラーなどの交通安全施設の設置を推進し、町民の安全確保に努める必要があります。

刑法犯罪種別認知件数の推移

資料：沖縄県警察犯罪統計書

単位：件

罪種	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総数
令和2年	1	5	9	0	2	4	21
令和3年	0	5	17	1	1	14	38
令和4年	0	5	20	3	1	17	46

※1 こども110番の家：子どもたちの緊急時における避難場所。主に事業所。110番通報及び学校、保護者への連絡や、各種情報の提供を行う。

※2 ちゅらさん運動：県、警察、市町村、関係機関、県民が総ぐるみで行う防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、将来を担う子ども達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連携と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりのこと

交通事故発生状況の推移

資料：統計かでな、沖縄県警察交通白書

単位：件、人

区分	発生件数	死者数	負傷者数
平成30年	40	0	48
令和元年	28	1	33
令和2年	27	1	28
令和3年	25	0	30
令和4年	25	3	24

施策の方向性

1 防犯対策の充実

町民の身体・生命及び財産を犯罪から守るために、県・町・警察・関係団体・町民が一体となって連携し、「ちゅらさん運動」などを推進していきます。また、防犯灯の設置などによる防犯対策の強化を図ります。

2 交通安全対策の充実

町民を交通事故から守るために、交通安全対策の啓発活動を推進するとともに、カーブミラーの設置や老朽化した交通安全施設の整備を推進します。

主な取組（事業）

3-8-1 防犯対策の充実

所管

総務課

- 「こども110番の家」「ちゅらさん運動」の推進
- 防犯協会などの関係機関との連携強化

基本施策

3-8

防犯・交通安全の推進

3-8-2 交通安全対策の充実

所管

総務課

- 交通安全運動の実施
- 交通安全協会などの関係機関との連携強化
- 交通安全施設の新設及び改良

指 標

指標		単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	交通安全啓発活動	回	5 (R5)	5
2	交通安全施設の新設・改良	件	10 (R1-R5)	10 (R6-R10)

3-9

安全な消費生活の推進



基本方向

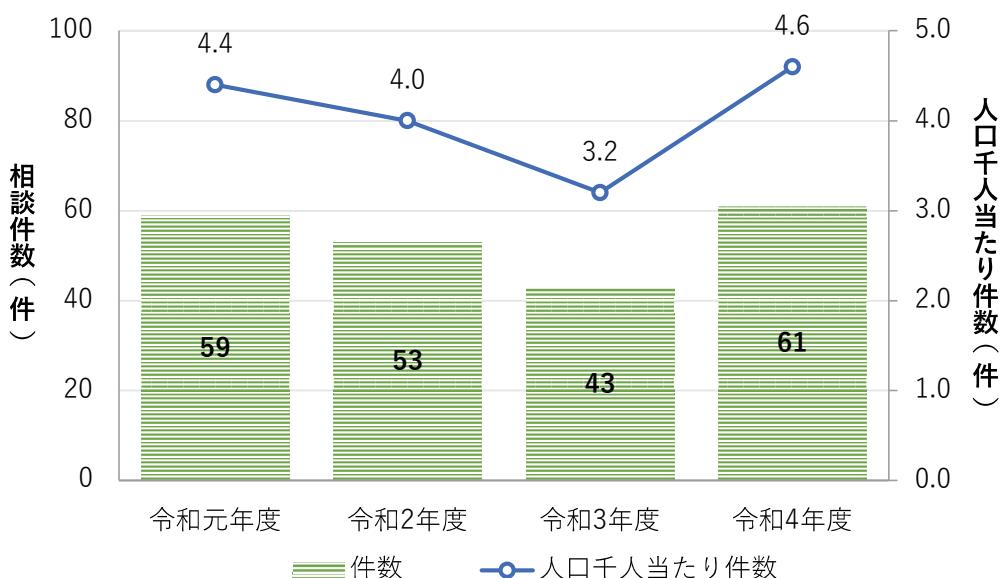
町民が安心して消費生活を営むことができるよう、情報提供による消費者の意識啓発などを行い消費者保護行政の推進に取り組みます。

現状と課題

- 本町の消費者相談件数は、令和4年度で61件、人口千人当たりの件数は4.6件です。規制緩和の拡大、通信技術の発達に伴う新たな取引方法の出現等、消費者を取り巻く環境が大きく変化しており、巧妙で悪質な通信販売、架空請求等の様々な消費者トラブルが発生しています。
- 各関係機関や団体と連携を密にし、悪徳商法や食の安全等に関する情報把握・情報提供を引き続き行い、必要に応じて相談・苦情対応の充実化を図る必要があります。
- また、消費者が主体的に意思決定し、トラブルを未然に防げるよう、広報紙やホームページ、町公式LINE等、様々な情報媒体を活用して注意喚起や情報提供を引き続き行っていく必要があります。

消費者相談件数の推移

資料：主管課調査データ



基本施策

3-9

安全な消費生活の推進

施策の方向性

1 消費者保護の推進

消費者を消費者被害から守るために、沖縄県消費生活センターなどの関係機関と連携して消費生活相談の充実を図るとともに、適正な商品取引が行われるよう、消費者保護の推進に努めます。

2 消費者意識の啓発

消費者被害を未然に防ぐため、消費者意識を高める消費者教育の充実を図るとともに、被害情報の提供を図り、町民の消費者としての自立に向けた意識高揚に努めます。

主な取組（事業）

3-9-1 消費者保護の推進

所管

総務課、産業環境課

- 沖縄県消費生活センターと連携した消費者からの相談や苦情対応の実施
- 消費者庁などからの消費トラブル情報の収集・共有を町公式LINE等のSNSを活用して周知する

3-9-2 消費者意識の啓発

所管

総務課、産業環境課

- 消費トラブルや相談に関する事例紹介や注意喚起など消費者啓発の周知徹底

指標

指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1 消費者トラブル相談に関する周知件数	回	3 (R4)	10

3-10

基地対策の推進



基本方向

町民の安全・安心を確保するため、航空機の騒音問題や排気ガスの悪臭、環境汚染問題、軍人・軍属による事件・事故等の米軍基地から派生する諸問題の解決に向けて取り組みます。

現状と課題

- 戦後70年余が経過した現在でも広大な米軍基地が存在し、住民の生命や財産は米軍基地から派生する事件・事故、騒音に脅かされ続けています。
- 本町では、基地から派生する諸問題の解決に向けて、議会、町民、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）と連携し、政府並びに関係機関に対する要請行動などに取り組んでいます。町民アンケート調査結果において、米軍基地の返還方法については「徐々に返還した方がよい」の回答が46.0%となっており、町民の様々な意見を踏まえた上での慎重な対応が求められています。
- 本町では、令和2年度に「航空機騒音自動監視システム装置整備事業」を実施し、自動監視システムを更新し、騒音の測定局を3局から4局へ増やすなど、騒音被害の監視体制の強化を図るとともに、フリーアクセスによる苦情受付として「基地被害苦情110番」の設置に加え、令和3年度には町公式LINEでの苦情受付を導入し、苦情などの集計結果を各種要請に役立てています。
- 町民アンケート調査結果によると、基地対策の推進は、不満足評価が53.7%となっています。また、同調査において、基地対策の推進にあたって注力するべき取組として「防音住宅に係る空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大に向け、国・県への要請行動を実施」が30.4%、「航空機排気ガスの悪臭防止」が25.2%となっていることから、騒音軽減や悪臭防止に向けた取組が喫緊の課題と言えます。
- 平成30年度から令和4年度まで（※滑走路閉鎖期間のある令和元年度を除く）の屋良測定局における航空機騒音測定結果の推移をみると、令和元年度を除き各年とも1日平均の騒音発生回数が30回以上となっています。環境基準超過日数は年間180日以上で超過率は50%を越えていています。また、基地苦情として寄せられる悪臭の発生源が嘉手納基地由来ではないかと推測されたことから、発生源を特定するため、平成28年度から大学の研究機関と連携して調査を実施してきました。その結果、主な発生源となる機体が特定されたことから、政府に対し駐機場所

基本施策

3-10 基地対策の推進

を移転させる等の有効な対策を講じるよう要請しています。このように、現在もなお基地由来の騒音や悪臭その他の基地被害により苦しめられる現状にあることから、政府への要請行動を継続して実施していく必要があります。

- 海軍駐機場(当時)は、SACO合意に基づき平成29年1月に滑走路の南側へ移転を行いましたが、その後、同跡地を航空機が度々駐機するなど騒音軽減の趣旨に反する使用が行われたことから、その運用について継続して注視する必要があります。
- 第353特殊作戦航空団駐機場の拡張整備計画に伴う通称パパループの航空機の運用については、新駐機場完成後も各種航空機による使用の延長が続いている。
- また、同区域では防錆整備格納庫の移設計画が予定されており、その運用について注視する必要があります。

屋良測定局における航空機騒音測定結果の推移

資料：主管課調査データ

年次	測定日数 (日)	騒音発生回数 (回)					dB値		環境基準	
		0～7時	7～19時	19～22時	22～24時	計	月間 MAX値	平均値 · den	超過 日数	超過率 (%)
平成30 年度	362	573	11,533	1,732	317	14,155	106.3	62.8	197	54.4
	1日平均	1.6	31.9	4.8	0.9	39.1				
平成31 年度 (令和元年度)	353	252	8,016	866	137	9,271	100.5	58.3	150	42.5
	1日平均	0.7	22.7	2.5	0.4	26.3				
令和2 年度	363	408	10,532	1,589	263	12,792	102.5	60.4	196	54.0
	1日平均	1.1	29.0	4.4	0.7	35.2				
令和3 年度	365	612	9,936	1,149	314	12,011	102.4	60.3	200	54.8
	1日平均	1.7	27.2	3.1	0.9	32.9				
令和4 年度	365	360	12,067	1,097	274	13,798	102.9	60.6	186	51.0
	1日平均	1.0	33.1	3.0	0.8	37.8				

騒音が人体に与える影響

資料：嘉手納町と基地（平成29年度ダイジェスト版）

デシベルdB	音の大きさ	人体への影響
130	最大可聴値（激痛音）	長時間さらされると難聴になる
120	飛行機のエンジン近く	
110	自動車のクラクション（前方2m）	
100	電車通過時の線路わき	
90	騒々しい工場内	消化が悪くなる
80	地下鉄の車内	疲労の原因となる
70	電話のベル（1m）	血圧が上昇する
60	普通の会話	就寝ができなくなる
50	静かな事務所	
40	深夜の市内	

施策の方向性

1 基地対策の強化

町土の8割以上を米軍基地として接収されていることから、まちづくりを進めていく上で大きな阻害要因となっています。こうしたことから、地域の発展を図るために地権者の合意形成を図りつつ必要とする軍用地の返還や共同使用を求め、米軍基地の整理縮小に努めます。また、嘉手納基地における運用や現状を把握し、基地に関する情報発信を行うほか基地から派生する諸問題の解決に取り組みます。

2 基地公害対策の強化

米軍基地の存在によって航空機騒音や排気ガスによる悪臭等をはじめとする基地公害が発生し、町民の生活環境が損なわれています。このため、米軍に対し嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の遵守を求め、基地被害に関する電話・町公式LINEによる苦情の受付や航空機の騒音測定などを継続的に実施しながら状況把握を行います。

また、排気ガスによる悪臭対策として悪臭の主な原因である航空機の駐機場移転に関し、引き続き関係機関へ要請を行います。

騒音による基地公害対策事業として、防音住宅に係る空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大に向け、引き続き国・県等への要請を行います。

その他、基地公害が生じた際には、公害の発生防止や低減に向けた対策が講じられるよう、関係機関に対し要請を継続・強化します。

主な取組（事業）

3-10-1 基地対策の強化

所管

基地涉外課

- 嘉手納基地に関する諸問題の解決に向け、国・県・米軍等関係機関への要請行動の実施
- 嘉手納基地の監視機能の充実
- 広報紙やホームページ等による基地の現状の情報発信
- 関係機関などと連携し連絡体制の強化による事件・事故等の防止策の強化
- パラシュート降下訓練、即応訓練等の禁止の要請
- 嘉手納基地の運用による旧海軍駐機場の再使用などの禁止の要請

基本施策

3-10 基地対策の推進

3-10-2 基地公害対策の強化

所管

基地涉外課

- 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の遵守
- 基地被害苦情110番及び町公式LINEでの苦情受付の継続実施
- 航空機騒音自動監視システム装置による測定の継続実施
- 気象情報測定器による測定の継続実施
- 航空機の排気ガスによる悪臭の防止対策
- 基地公害の発生防止・低減に向けた国・県・米軍等関係機関への要請行動の実施
- 住宅防音家屋空調施設維持管理費補助事業の継続実施
- 第二種区域防音住宅空調機器稼働費補助事業の継続実施
- 防音住宅に係る空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大に向けた国・県等への要請行動の実施

指 標

指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
町民アンケート結果（基本施策の満足度）	%	46.3 (R4)	50.0 (R9)

関連する
個別計画等

● 嘉手納町と基地